

第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会実施要項

1 大会名

第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会

2 趣旨

団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、剣道を通じて団員相互の交流を深め、仲間意識と連帯を高めることにより、スポーツ少年団活動を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的として実施する。

3 期日

平成30年3月25日(日)～3月27日(火) 2泊3日

4 会場

(1) 競技会場

東京武道館 〒120-0005 東京都足立区綾瀬3-20-1

TEL : 03-5697-2111 FAX : 03-5697-2117

(2) 宿泊施設

綾瀬国際ホテル 〒124-0001 東京都葛飾区小菅4-8-5 TEL : 03-5680-2200

BumB 東京スポーツ文化館 〒136-0081 東京都江東区夢の島2-1-3 TEL : 03-3521-7321

ダイナイスホテル東京 〒135-0042 東京都江東区木場2-1-1 TEL : 03-3642-0011

5 主催

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団

一般財団法人全日本剣道連盟

公益財団法人東京都体育協会東京都スポーツ少年団

一般財団法人東京都剣道連盟

6 主管

第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会東京都実行委員会

7 支援

独立行政法人日本スポーツ振興センター

8 後援(予定)

スポーツ庁

9 協力

公益財団法人スポーツ安全協会

10 参加資格

(1) 指導者

大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている有資格指導者で、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

(2) 団員

下記の条件を満たす者で、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

- ア 平成 29 年度にスポーツ少年団登録をしており、平成 29 年 4 月 1 日現在小学校 4 年生以上中学校 3 年生以下の団員。
- イ 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者。
- ウ 大会日程に耐えられる健康な心身の持ち主で、大会参加に支障がない者。
- エ 保護者に大会参加の承諾を得た上、通学校長に大会参加の届出を行った者。

11 参加者及びチーム編成

- (1) 参加者は、団体戦出場チームと個人戦出場者とする。ただし、都道府県スポーツ少年団からは、団体戦または個人戦どちらか一方の参加者でも認める。
- (2) 指導者は各都道府県 1 名とする。
- (3) 団体戦出場チームの団員（小学校 4・5・6 年生）は、計 5 名までとする。
- (4) 団体戦出場チームの団員は、その所属する単位団が原則として同一の市区町村スポーツ少年団に属していること。なお、都道府県選抜は認めない。
- (5) チーム編成は、下記のとおりとする。

区分	1	2	3	4	5	指導者
	先鋒	次鋒	中堅	副将	大将	
学年	4 年生	5・6 年生	5・6 年生	5・6 年生	5・6 年生	有資格指導者
性別	男又は女	女	男	女	男	男又は女

※ 上表の学年は、当該年度の 4 月 1 日現在のものとする。なお、該当者のいない場合は、学年の下の者が上位の学年区分に出場してもよいが、小学校 4 年生以上とする。ただし、男女の変更は認めない。

- (6) 個人戦出場者は、中学校に在籍中の男女団員各 1 名、計 2 名とする。
- (7) 大会参加者は、大会主催者の指定する宿舎に宿泊し、勝敗に関係なく全日程に参加する。また、大会期間中における指導者の交代については、特別な事情があり、かつ、主催者が認めた場合に限り可能とする。

12 参加チーム数とその選出

- (1) 参加チーム数 48 チーム(1 チーム 6 名) 計 288 名
- (2) 参加チームは、各都道府県 1 チームの計 47 チームと、開催市区町村より 1 チームの合計 48 チームとする。ただし、不参加都道府県があった場合、前年度剣道登録団員数の順位により追加都道府県の参加を認める。なお、この場合、同一市区町村より 2 チーム参加することはできない。
- (3) 個人戦出場者は、各都道府県及び開催市区町村代表男女各 1 名、計 96 名とする。ただし、不参加県があった場合、前年度剣道登録団員数の順位により、1 都道府県男女各 1 名を限度に追加参加を認める。
- (4) 個人戦のみの参加の場合でも必ず指導者 1 名をつけること。

13 大会日程

別記日程による。

14 試合方法

団体戦、個人戦ともに予選リーグ及び決勝トーナメント方式とする。

15 組合せ抽選

大会主催者の責任において行う。

16 試合と審判規則

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則・同細則」による。

ただし、別に示す平成 29 年度「全国スポーツ少年団剣道試合申合せ事項」はこれを適用する。

17 参加申込

(1) 各都道府県スポーツ少年団は、参加者について同本部長名をもって申し込むこと。

(2) 参加申込者は、所定の申込書を 2 部作成し、平成 30 年 1 月 12 日（金）までに各 1 部を下記宛送付すること。（併せて参加申込書のエクセルデータをメールの添付ファイルで提出すること）

① 日本スポーツ少年団（原本及びデータ）

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 2 階

TEL：03-3481-2222 FAX：03-3481-2284

E-mail：jjsa@japan-sports.or.jp

②第 40 回全国スポーツ少年団剣道交流大会東京都実行委員会（コピー及びデータ）

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 3 階東京都体育協会内

TEL：03-6804-8121 FAX：03-3481-5220

E-mail：sposyo@tokyo-sports.or.jp

(3) 申し込み後の参加者の変更は、特別な事情がない限り認めない。

18 個人情報及び肖像権の取扱いについて

(1) 大会参加申し込みにかかわる主催者及び主管団体が取得した各種個人情報については、個人情報保護の観点から、適正に取り扱うものとする。また、取得した個人情報については、大会の参加資格審査・大会運営上必要なプログラム編成及び作成・大会時のアナウンス・大会結果掲載にかかわること（表彰・掲示板・ホームページ・大会記録集・報道関係への提供等）、その他大会運営及び大会開催に必要な連絡等にものみ使用する。

(2) 大会結果（記録）については、上記（1）で定めた個人情報とともに、主催者及び主管団体を通じた公開、大会関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載、次回以降の大会プログラムへの掲載等で公表することがある。

(3) 大会関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ、インターネットによって配信されることがある。

(4) 大会参加申込として申込書を提出した時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。また、各種大会運営関係者（役員・委員・補助員・関係機関・大会に関する契約をしている者等）については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

19 表彰

(1) 優勝チームには、賞状、優勝旗（持ち回り）、優勝杯（持ち回り）、賞品（楯・メダル等）を授与する。なお、優勝杯レプリカは、閉会式後に授与する。

(2) 第 2 位（1 チーム）、第 3 位（2 チーム）には、賞状、賞品（楯・メダル等）を授与する。

(3) 特に敢闘が認められるチームには、賞状、賞品（楯等）を授与する。

(4) 参加者全員に参加賞を授与する。

(5) 個人戦の表彰は団体戦に準ずる。

20 大会経費

- (1) 大会の準備及び運営のための経費は、公益財団法人日本体育協会委託金及び公益財団法人東京都体育協会負担金等でまかなう。
- (2) 大会期間中の宿泊・食事代については公益財団法人日本体育協会が負担する。
(参加料及び参加者旅費補助なし)

21 傷害保険

大会期間中（前後の移動日を含む）公益財団法人日本体育協会は、開催基準要項に基づき、参加者全員を被保険者とした傷害保険に加入する。

(1) 支払われる保険金

- ① 死亡保険金 200 万円
- ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 6 万円～200 万円
- ③ 入院保険金 日額 3,000 円（180 日限度）
- ④ 通院保険金 日額 2,000 円（90 日限度）

- (2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり疾病は対象とならない。事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる。

なお、その他保険金支払いにかかる詳細については、傷害保険普通保険約款および国内旅行保険金特約条項による。

22 携行品

(1) 団体携行品

日本スポーツ少年団が交付した行進用の都道府県スポーツ少年団旗一式

(2) 個人携行品

- ア 剣道用具一式
- イ 大会期間中の生活用品等
- ウ 常備薬、健康保険証（原本）
- エ 交歓用記念品

<指導者、団員ともに1人1個、各都道府県で統一した民芸品等（500 円程度）を用意すること。>

23 集合日時

参加者は、指導者が引率の上、平成 30 年 3 月 25 日（日）午前 11 時 30 分までに会場に集合し受付を済ませること。

本大会は、スポーツ振興基金助成活動の一環として実施しており、このスポーツ振興基金の助成金は政府からの出資金とスポーツ振興基金支援企業グループからの寄付金を財源とし、その運用益により助成金が支払われます。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力 0（ゼロ） 心でつなぐスポーツの絆